



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月21日火曜日 第269号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...1365
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...1365
愛媛県中予地方局管内の県営住宅の指定管理者の指定.....	(建築住宅課) ...1366
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	(会計課) ...1366
道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課) ...1366
道路の区域変更(県道弓削島循環線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...1366
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...1366
道路の供用開始(一般国道317号).....	( " ) ...1367
道路の区域変更(県道才之原菊間線).....	(中予地方局管理課) ...1367
道路の区域変更(県道伊予松山港線).....	( " ) ...1367
道路の供用開始(県道八倉松前線).....	( " ) ...1367
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局管理課) ...1368
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...1368
道路の供用開始(県道嵐田之浜岩松線).....	( " ) ...1368

## 告 示

### ○愛媛県告示第1430号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社つるや 代表取締役 鶴田 学 ほか12者	株式会社つるや 代表取締役 鶴田 直丈 ほか12者	令和2年 4月24日	令和3年 12月9日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第1431号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 解除予定保安林の所在場所

- 大洲市長浜町須沢丙934の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

- 1 公の施設の名称  
愛媛県中予地方局管内の県営住宅
- 2 指定管理者の住所及び名称  
広島市中区大手町五丁目3番12号  
愛媛県営住宅管理グループ  
代表者 株式会社第一ビルサービス  
構成員 新日本建設株式会社
- 3 指定をした年月日  
令和3年12月14日
- 4 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○愛媛県告示第1432号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第25条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1433号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第102号	松山市勝山町二丁目3番地1	行政書士法人 えひめサポート総合法律事務所	松山市勝山町二丁目3番地1	令和3年12月6日

○愛媛県告示第1434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目甲4924番16から 同町1丁目甲4924番14まで	令和3年12月21日

○愛媛県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削藤谷687番3から 同町弓削藤谷687番3まで	旧	メートル 7.7~27.6	キロメートル 0.020	
		越智郡上島町弓削藤谷687番3から 同町弓削藤谷687番4まで	新	7.7~34.6	0.020	

○愛媛県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削藤谷687番3から 同町弓削藤谷687番4まで	令和3年12月21日

○愛媛県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市高橋字大縄田甲550番2から 同市別名字中河原231番3まで	令和3年12月21日

○愛媛県告示第1438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	才之原菊間線	松山市猿川原甲131番から 同市小山田甲862番1まで	旧	メートル 5.6~13.1	キロメートル 0.320	
			新	9.3~32.0	0.320	

○愛媛県告示第1439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	伊予松山港線	松山市北吉田町1227番31から 同町1227番11まで	旧	メートル 9.9~10.9	キロメートル 0.097	
			新	11.8~30.6	0.097	

○愛媛県告示第1440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	八倉松前線	伊予郡松前町大字浜字今新開804番6地先から 同字801番4地先まで	令和3年12月21日

○愛媛県告示第1441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕丁282番1地先	旧	メートル 4.4～5.5	キロメートル 0.016	
		宇和島市津島町岩渕丁282番9	新	4.4～18.0	0.016	

○愛媛県告示第1442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕丁282番9	令和3年12月21日

○愛媛県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和3年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町近家甲1607 - 243から 同町近家甲1607 - 246まで	令和3年12月21日